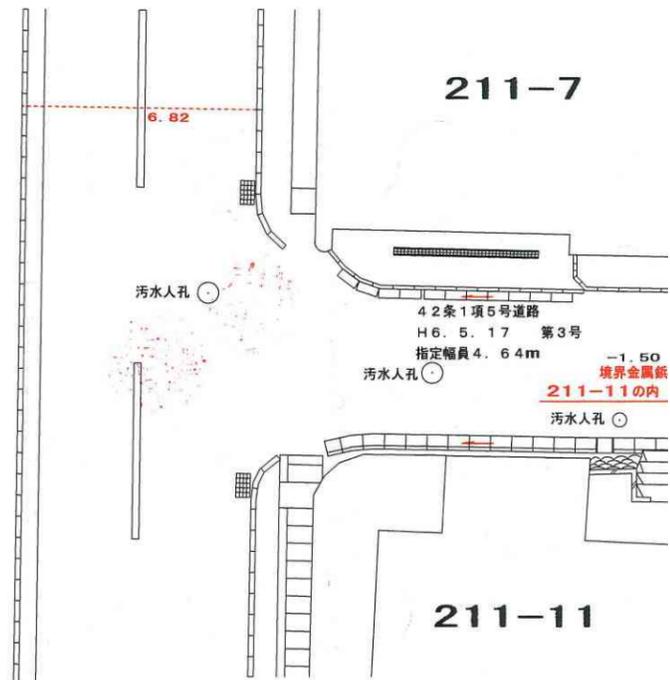


・表示内容は指定申請時のものであり、現況と相違している場合があります。  
 ・実際の幅員、延長が指定と異なる場合、復元等が必要となりますので、窓口でご相談ください。  
 ・指定区域の一部が廃止済の場合がありますので、ご注意ください。



S=1/200



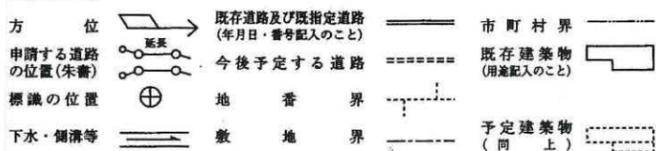
三斜求積表

211-8の内				
地番	NO.	底辺	高さ	倍面積
1	10.941	2.267	24.803247	49.694022
	10.941	2.275	24.890775	
			倍面積	24.8470110
			面積	24.84 m <sup>2</sup>

211-9の内				
地番	NO.	底辺	高さ	倍面積
1	11.074	2.273	25.171202	50.464218
	11.074	2.284	25.293016	
			倍面積	25.2321090
			面積	25.23 m <sup>2</sup>

・表示内容は指定申請時のものであり、現況と相違している場合があります。  
 ・実際の幅員、延長が指定と異なる場合、復元等が必要となりますので、窓口でご相談ください。  
 ・指定区域の一部が廃止済の場合がありますので、ご注意ください。

凡例



[注意]

1. 承諾書の「権利の種類」欄は、土地又はその土地内の建築物若しくは工作物について該当する権利(所有権借地権等)をそれぞれ記入すること。
2. 図面にも地番号、権利の種類及び氏名を記入すること。
3. 付近見取り図、道路図及び標準断面図を記載し、方位は一致させること。
4. 図面に字限図を記載するとともに、その転写場所、転写年月日及び転写した者の住所氏名を記入し押印すること。
5. 延長は幅員別に記入すること。
6. 本用紙のみで記入されない場合は、同質、同形の用紙を使用し、該当する部分において権利を有する者及び図面作成者の印で本用紙と重ねて追加すること。
7. 申請書(正・副)には本用紙(追加紙を含む)のコピーを添付し、本用紙は別に(同時)に提出すること。